

令和7年度シンガポール市場及びベトナム市場における誘客プロモーション業務委託
基本仕様書（案）

本仕様書は「令和7年度シンガポール市場及びベトナム市場における誘客プロモーション業務」（以下「本業務」という）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、九州縦断観光ルート協議会及び福岡国際空港株式会社（以下「発注者」という）と受注者が協議のうえ、契約上の仕様書を定めることとする。

1 概要

福岡空港への直航便が就航しているシンガポール市場及びベトナム市場をターゲットとして誘客プロモーション等を展開することで、北九州市・福岡市・熊本市・鹿児島市（以下、「4市」という。）をはじめとする九州の認知度向上や旅行客の誘致につなげることを目的とするもの。

2 業務の内容

(1) 全体業務関連

- ・本仕様書に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。
- ・(2)～(4)の業務を遂行するための実施計画（スケジュール含む）や実行体制、個人情報管理やセキュリティの観点を踏まえること。

(2) シンガポール市場へのプロモーション

シンガポール市場における4市の認知度向上及び誘客促進を目的に、当該市場の特性、ニーズ等を踏まえ、4市周遊を意識した面的なプロモーションを行う。

① 市場の特性に合致した4市における共通テーマ（食・自然など）の設定

【業務内容】

4市の認知度がまだ途上であることから、さらなる認知度向上のため4市で共通したテーマ（食・自然など）を設定すること。

【提案内容】

共通テーマの選定にあたっては「シンガポールの市場特性」と「4市の有する観光資源」の2つの観点について選定理由を明記し、4市の観光素材のバランスを考慮したものを共通テーマとして提案すること。

② レンタカー・鉄道を活用した4市の周遊モデルルートの造成及び販売

【業務内容】

- ・訪日時の平均宿泊数が約8日というシンガポールの市場特性から、4市の周遊が期待されるものの、代表的な4市の周遊モデルルートがないことから、シンガポール人の訪日旅行の実態・嗜好等を踏まえた周遊モデルルートを構築し、そのモデルルートをもとに、シンガポールの旅行特性に合わせた商品を造成し、販売すること。
- ・モデルルートの構築にあたっては福岡空港を起点に4市を経由するルートとし、4市のバランスを考慮すること。4市間の移動手段はレンタカー、鉄道によるものとし、造成にあたっては二次交通事業者等へのヒアリングや4市を含めた意見交換等を行うこと。
- ・モデルコースの商品化に向けた課題等を抽出するため、各コースのファムトリップ等の実証を行うこと。
- ・構築したモデルルートを盛り込んだ販促物を作成する際には、各市における既存のインセンティブ情報等（アクティビティチケット、周遊パス等）を掲載するなど、魅力の底上げや送客につながる工夫をすること。

【提案内容】

- ・実施スケジュールをあげて提案すること。
- ・①で提案した共通テーマをもとに具体的なモデルルート案を提案すること。
- ・造成した商品の造成数や送客数についてKPIを示すこと。また、商品造成に関わる旅行会社等の選定理由について他社との比較がわかるようにして示すこと。
（商品を造成・販売する旅行会社における訪日旅行の取扱実績や、シンガポール市場における売上実績など）
- ・その他、提案内容に応じたKPIを設定し、提案すること。

③ 4市の認知度向上及び旅行者数の増加につながるプロモーション

【業務内容】

- ・①、②の取組をふまえシンガポールにおける4市の認知度向上・誘客につながる戦略的なプロモーションとすること。
- ・OTAサイトを活用する場合は、新規に造成する旅行商品や既存商品の紹介を行うこととし、既存商品を掲載する際には、さらなる誘客を図るべく、何らかのインセンティブを付与するよう努めること。
- ・情報発信を行う際は、観光地の情報だけでなく、実際に旅行することを想定した旅のルートの情報に加え、公共交通機関等の移動手段や周遊パス等のインセンティブ情報もあわせて発信すること。
- ・情報発信回数やスポット数等の設定にあたっては、4市のバランスを考慮すること。
- ・ウェブサイト等を活用する場合は、SEO対策を講じること。

【提案内容】

- ・具体的なプロモーションの内容について、KPI とあわせて具体的に提案すること。
- ・KPI については、当該プロモーションによる 4 市全体と各市の送客数を必須とし、その実績の把握方法について具体的に示すこと。なお実績の把握が困難な場合は推計値を用いることも可とするが、推計値の算定に用いた根拠もあわせて示すこと。
- ・4 市の現状とシンガポール市場の傾向を踏まえ、ターゲット層を明確に示すこと。
- ・実施スケジュールをあげて提案すること。
- ・BtoB、BtoC にこだわらず目的の達成に効果的な取組を実施することとし、プロモーション手法に応じた KPI を示すこと。
- ・その他、提案内容に応じた KPI を設定し、提案すること。

④ シンガポール夏季旅行博「NATAS Holidays 2025」出展

【業務内容】

- ・シンガポール夏季旅行博「NATAS Holidays 2025」（令和 7 年 8 月開催予定）において JNTO が設けるジャパンパビリオンブースへ出展し、現地旅行会社に対し商品造成につながるプロモーションを行う。
- ・参加者における旅行ニーズや訪日旅行意欲についても把握すること。
- ・出展料（基礎装飾込）、追加装飾、スタッフ配置、過去に制作したパンフレットの印刷費（一部データの修正を含む）、ノベルティ制作、4 市から現地へ送付するパンフレット等の輸送（予算10～15万円程度を想定）、ニーズ把握等、展示運営に必要な費用の一切を含むこと。
- ・選定する観光資源と理由を明記するとともに、シンガポールから 4 市への主な玄関となる福岡空港と、4 市を結ぶ新幹線ルートのPRを含むこと。
- ・他事業者が出展するブースまたは受注者にて出展するブースと連携し、②で造成した商品の販売を必須とするほか、4 市に関連する旅行商品等の販売を行い、本事業で出展するブースとの連携を密に行うようにすること。ただし、JNTOのジャパンパビリオンブース内での販売行為等は禁止されていることから、それを考慮したうえでの販売スキームとすること。
- ・スタッフについては、来場者への対応ができる者を常時 1 名以上配置すること。なお、このほかに 4 市からも職員を派遣する予定であり、その渡航にかかる諸手続きも行うこと。（4 市からの職員旅費は当該委託に含まれない）
- ・過去に制作したパンフレットは 4 市からデータの提供を行うものとし、現地で印刷するなど費用の低減を図ること。
- ・主催者との連絡・調整等を行うこと。
- ・諸事情により出展を行えなかった場合は、発注者及び受託者で協議の上、別の

取組を実施すること。

【提案内容】

出展内容の提案については、以下の点に留意のうえ、具体的な内容を提案すること。

- ・ブースの出展にあたり、4市の認知度向上及び誘客につながる効果的な出展内容（装飾やイベント等）を提案すること。
- ・②で造成した商品をはじめ、4市に関わる商品を販売する旅行会社等ブースとの具体的な連携策について提案すること。
- ・4市の商品造成につながるようなプロモーション手法について具体的に提案すること。
- ・来場者のニーズ把握について具体的な手法を提案すること。

⑤ 留意事項

- ・上記①、②、③、④のプロモーションは、福岡国際空港株式会社（FIAC）、4市を結ぶ二次交通事業者等（九州旅客鉄道株式会社等）との連携によるプロモーションを前提としていることから、本事業の効果が上がるような連携の内容など、具体的な提案を行うこと。また、福岡国際空港株式会社（FIAC）と連携し、福岡空港国際観光案内所を活用した旅ナカプロモーションも含めること。
- ・上記①、②、③、④で制作した広報媒体や過去に制作した広報媒体も活用し、JNTOが持つオウンドメディア（SNS等）での情報発信やJNTOシンガポール事務所が実施するイベント等での横展開による活用を想定しており、関係先に対する協力の依頼を適宜行うこと。
- ・契約締結後は受注者において連携事業者との各種調整を行うことを前提としていることから、実現可能性のある提案とすること。

(3) ベトナム市場へのプロモーション

ベトナム市場における4市の認知度向上及び将来的な旅行ニーズを取り込むことを目的に当該市場の特性、ニーズを踏まえた戦略的なプロモーションを実施する。

① 市場の特性に合致した共通テーマ（食・自然など）の設定

【業務内容】

「九州」の認知度がまだ十分でない状況を踏まえ、さらなる認知度向上のため4市で共通したテーマ（食・自然など）を設定すること。

【提案内容】

共通テーマの選定にあたっては「ベトナムの市場特性」と「4市の有する観光資

源」の2つの観点について選定理由を明記し、4市の観光素材のバランスを考慮したものを共通テーマとして提案すること。

※シンガポールプロモーション（2(1)①）で設定したテーマと一致させる必要はなく、ベトナムの市場特性に応じたテーマを設定すること。

② 4市の認知度向上及び将来的な旅行ニーズの取込みに資するプロモーション

【業務内容】

- ・①の取組を踏まえたベトナムにおける4市の認知度向上・誘客につながる戦略的なプロモーションとすること。
- ・OTAサイトを活用する場合は、新規に造成する旅行商品や既存商品の紹介を行うこととし、既存商品を掲載する際には、さらなる誘客を図るべく、何らかのインセンティブを付与するよう努めること。
- ・情報発信を行う際は、観光地の情報だけでなく、実際に旅行することを想定した旅のルートの情報に加え、公共交通機関等の移動手段や既存のインセンティブ情報（アクティビティチケットや周遊パス等）もあわせて発信すること。
- ・情報発信回数やスポット数等の設定にあたっては、4市のバランスを考慮すること。
- ・ウェブサイト等を活用する場合は、SEO対策を講じること。

【提案事項】

- ・具体的なプロモーションの内容について、KPIとあわせて具体的に提案すること。
- ・KPIについては、当該プロモーションによる4市全体と各市の送客数を必須とし、その実績の把握方法について具体的に示すこと。なお実績の把握が困難な場合は推計値を用いることも可とするが、推計値の算定に用いた根拠もあわせて示すこと。
- ・4市の現状とベトナム市場の傾向を踏まえ、ターゲット層を明確に示すこと。
- ・実施スケジュールをあげて提案すること。
- ・BtoB、BtoCにこだわらず目的の達成に効果的な取組を実施することとし、プロモーション手法に応じたKPIを示すこと。
- ・その他、提案内容に応じたKPIを設定し、提案すること。

③ 留意事項

- ・上記①、②は、福岡国際空港株式会社（FIAC）、福岡空港に就航している航空会社や連携都市を結ぶ二次交通事業者（九州旅客鉄道株式会社等）との連携によるプロモーションを前提としていることから、本事業の効果が上がるような連携の内容など、具体的な提案を行うこと。また、福岡国際空港株式会社（FIAC）と連携し、福岡空港国際観光案内所を活用した旅ナカプロモーションも含めること。

- ・上記①、②で制作した広報媒体や過去に制作した広報媒体も活用しながら、JNTOが持つオウンドメディア（SNS等）での情報発信やJNTOハノイ事務所が実施するイベント等、横展開による活用を想定しており、関係先に対する協力の依頼を適宜行うこと。
- ・契約締結後は受注者において連携事業者との各種調整を行うことを前提としていることから、実現可能性のある提案とすること。

(4) 効果検証

- ・(2)、(3)におけるプロモーションを通じ、旅行者や旅行会社のニーズを把握し、シンガポール市場・ベトナム市場における課題をまとめ、ニーズ分析を行い、今後のプロモーションの在り方を含めた具体的な改善案を示すこと。また、分析結果の元となるデータ（日本語翻訳分）も合わせて提供すること。
- ・国が示す統計データ等を活用して、4市全体と各市の送客実績を把握できるよう効果検証を行うこと。当該プロモーションによって得られた送客数の把握が困難な場合は、推計値を用いることも可とする。また、推計値を用いる場合は、推計値の算定に用いた根拠もあわせて記載すること

(5) その他

プロモーション内容については、4市のバランスを考慮したうえで提案すること。

3 主なスケジュール（案）

令和7年6月	契約・事業着手
6月～	事業実施
8月	NATAS Holidays 2025 出展
令和8年2月28日まで	最終報告
3月19日	業務完了

4 履行期間

契約の締結日から令和8年3月19日（木）まで

5 成果物

(1) 成果物の内容

① 事業報告書

報告内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市場ごとのプロモーション実施結果（KPIの達成状況含む） ・プロモーションの効果検証（国が示す統計データなどを利用して、4市全体と各市の送客実績を把握できるように示す。把握が困難な場合は推計値を用いることも可とする。また、推計値を用
------	--

	いる場合には推計値の算定に用いた根拠も記載すること) ・今後のプロモーションの在り方を含めた具体的な改善提案 ・その他、当該業務において必要なものとして作成した資料
提出部数	上記報告内容を記録した電子データ一式を提出
提出先	北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市、福岡国際空港株式会社
提出期限	令和8年3月19日（木）まで

② その他成果物

提出内容	事業の過程で作成した販促物（パンフレット、動画等）
提出部数	上記を記録した電子データ一式を提出
提出先	北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市、福岡国際空港株式会社
提出期限	令和8年3月19日（木）まで

(2) 成果物の提出

受注者は業務が完了した時は速やかに所定の成果物を発注者へ提出し、検査を受けなければならない。また、受注者は、中間段階における成果物を求められたときは、速やかに発注者へ提出しなければならない。

(3) 成果物の訂正

受注者は、提出した成果物の誤り又は訂正事項があった場合は、業務完了後であっても発注者と協議の上、受注者の負担において速やかに訂正し、発注者へ再提出しなければならない。

(4) 成果物の帰属

成果物は、全て発注者の所有とし、その承諾を得ずに公表、貸与、使用してはならない。

6 その他

- (1) 本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務の内容の詳細については、提案により選定された事業者と委託者との協議により、仕様書を作成し決定する。
- (2) 契約方法については、九州縦断観光ルート協議会及び福岡国際空港株式会社それぞれと個別に締結するものとする。
- (3) 受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 委託料は、当該業務の履行に必要な全ての経費（会場費、招請費、掲載費、調整費等）を含むものとする。